

○ 消費者庁
国土交通省 告示第 号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三条第一項の規定に基づき、日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示を次のように定めたので、告示する。

平成二十八年 月 日

消費者庁長官 岡村 和美

国土交通大臣 石井 啓一

日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示

日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）の一部を次のように改正する。

別表1の5の項及び別表2―1の5の項中「~~辨10辨~~」を「~~辨12辨~~」に改める。

附 則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。